公示用

令 和 ８ 年 度 施 行

設 計 書

業務名　　丘珠空港緑地費用対効果分析業務

札幌市建設局みどりの推進部

業　務　名　　丘珠空港緑地費用対効果分析業務

一　金　　業　務　委　託　費
業　　務　　価　　格　　円也
消　費　税　等　相　当　額

業　　務　　説　　明

1　業務の目的

本業務は、丘珠空港緑地の再編に伴い、北東地区の新規整備予定箇所のうち4.0ha（別図参照）を対象として、「改訂第２版　小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」（平成２９年４月　国土交通省都市局公園緑地・景観課）に基づき、費用対効果分析調査を行うとともに費用便益比を算出することを目的とする。
なお、本業務の成果については、防衛省所管補助事業である「民生安定助成事業」の参考資料とする予定である。

2　業務の概要

本業務は、費用対効果分析調査に基づき費用便益比の算出を目的としており、検討対象公園及び既存公園、公園周辺地域のデータを整理し、効用値（利用・環境・防災効果）や検討対象公園における世帯当たりの単年度便益、用地貸や施設費、維持管理費に区分した検討対象公園の費用を算出し、費用対効果を計測するための総便益と総費用を算出するものである。

3　業務の期間

契約締結日から令和９年３月19日までとする。

4　仕様書

・札幌市土木設計業務共通仕様書
・丘珠空港緑地費用対効果分析業務　仕様書

5　成果品

・丘珠空港緑地費用対効果分析業務　仕様書のとおり

札　幌　市

丘珠空港緑地費用対効果分析業務　仕様書

【一般事項】

1　適用範囲

(1) この仕様書は「丘珠空港緑地費用対効果分析業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。

(2) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び札幌市土木設計業務共通仕様書によるほか、本市の指示によるものとする。

(3) 契約図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2　用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは次の定義による。

(1)「指示」とは、業務担当職員が受託者に対して指導助言することをいう。

(2)「承諾」とは、受託者が業務担当職員を経由して本市の承諾を得ることをいう。

(3)「協議」とは、本市と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当職員と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

3　留意事項

受託者は契約の履行にあたって、次の各事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

(1) 契約金額には、必要経費一切を含む。

(2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の効率化・円滑化に努めること。

(3) 契約図書及び本市の指示に従い、本業務の意図・目的を十分に理解したうえで、本業務にあたること。

(4) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

(5) 受託者は、本市に対し、本件契約に基づく成果物（印刷物、提出された原稿・データなど全て）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。

(6) 受託者は成果物に関する著作者人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して将来にわたり行使しないこと。

(7) 受託者は、本市に対し、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権、肖像権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(8) 本業務に関して生じる問題点は、本市、受託者の双方が協議し、処理すること。

(9) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。

4　疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の本業務の細目については、本市と協議を行うこと。

5　業務主任者

(1) 受託者は、本業務の処理について業務主任者を定め、本市に契約締結後速やかに通知すること。業務主任者を変更した場合も同様とする。

(2) 業務主任者は、表１に示す資格を一つ以上有する者、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）、または表２に該当するものを配置すること。

表１　技術士、RCCM資格者

技術士	RCCM
技術部門：建設、総合技術監理	専門技術部門：造園、都市計画及び地方計画

表２　実務等経験者

当該検討業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者で本市が承諾した者 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者 ・学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者 ・学校教育法による高等学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者

(3) 業務主任者は、本市との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

【履行】

1　提出書類

受託者は、契約締結後速やかに業務着手届、業務主任者指定通知書、業務主任者経歴書、業務日程表を提出すること。特に、業務日程表については、事前に業務担当職員と協議し、承諾を得たものを提出すること。

2　事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、被災者がいる場合には被災者に対し適切、迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに本市に報告するとともに、業務事故報告書を速やかに提出すること。

3　業務の完了

(1) 受託者は本業務を完了したときは、速やかに業務完了届及び業務実施報告書、その他成果品一式を製本（カラー）と電子データにて提出すること。成果品の提出にあたっては、事前に内容について本市と協議し、本市指示事項を含めた内容で作成し、承諾を得ること。なお、成果品の詳細は、本業務仕様書のとおり。

(2) 受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じること。

4　業務の履行期間

契約締結日から令和９年（2027 年）３月 19 日（金）まで

5　納入・検査場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課

（札幌市中央区南１条東１丁目 大通バスセンタービル１号館 ６階）

【業務内容】

1　業務名

丘珠空港緑地費用対効果分析業務

2．業務概要

(1) 目的

本業務は、丘珠空港緑地の再編に伴い、北東地区の新規整備予定箇所のうち 4.0ha（別図参照）を対象として、「改訂第２版　小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」（平成２９年４月　国土交通省都市局公園緑地・景観課）に基づき、費用対効果分析調査を行うとともに費用便益比を算出することを目的とする。

なお、本業務の成果については、防衛省所管補助事業である「民成安定助成事業」の参考資料とする予定である。

(2) 対象公園

公 園 名	丘珠空港緑地
公園種別	都市緑地
公園面積	52.8ha（都市計画決定面積）のうち 4.0ha（検討対象区域）
所 在 地	札幌市東区丘珠町２２０－１ほか

3．業務内容

(1) 検討対象公園・既存公園データ整理

検討対象公園及び既存公園に関して以下の項目について整理を行う。

・公園名、住所、公園種別、供用年度、面積（緑地、オープンスペース、その他区分を含む）、防災施設の有無

検討対象公園における該当区域（4.0ha）および該当する既存公園については、本市担当者に確認の上、決定すること。

想定している既存公園は、別表のとおりである。

(2) 公園周辺地域データ整理

対象公園からの直線距離が検討対象半径（3km）以下の町丁目について以下の項目について整理を行う。

・町丁目名、供用年度時の町丁目世帯数
・町丁目の地理的中心から公園までの経路長
・町丁目の地理的中心から公園までの所要時間

(3) 効用値計算

町丁目に居住する個々の世帯がそれぞれの対象公園や競合公園に対して持つ効用値（利用効果、環境効果、防災効果）を算出する。

(4) 単年度便益計算

対象公園における世帯当たりの単年度便益を算出する。

(5) 費用の計算

用地貸・施設費・維持管理費に分けて対象公園の費用を算出する。

(6) 費用対効果の計測

以下の単年度便益等から総便益・総費用を算出する。

・各年の単年度便益
・各年の費用
・現在価値
・総費用・総便益

(7) 報告書作成

(1)～(6)で整理・算出した内容について、報告書として取りまとめる。

(8) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間打合せ２回、成果品納入時の計４回とし、必ず業務主任者が立ち会うこと。その他、簡易な連絡事項や進捗状況については、電話、メール及びweb 会議等で相互に調整するものとする。また、上記打合せ以外にも、市が必要と判断した場合は、打合せに応じること。

5　成果品提出

【履行】「３　業務の完了」に基づき、以下の成果品を提出すること。

(1) 業務報告書（業務概要、打合せ記録簿、作成資料等を含む） 製本１部

(2) 検討対象公園、既存公園、公園周辺地域等の分析条件を示す図面、分析に用いた図面（報告書に含む）

(3) そのほか分析のために作成した資料　１式

(4) 報告書電子データ DVD-R １部

提出にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】（札幌市）」を準用のこと。

(5) その他、本市が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

6　提供資料

そのほか、費用対効果の算出に必要な資料１式。

上記のほかに必要な資料については、担当職員と協議の上、追加する。

別　図

■業務対象位置図

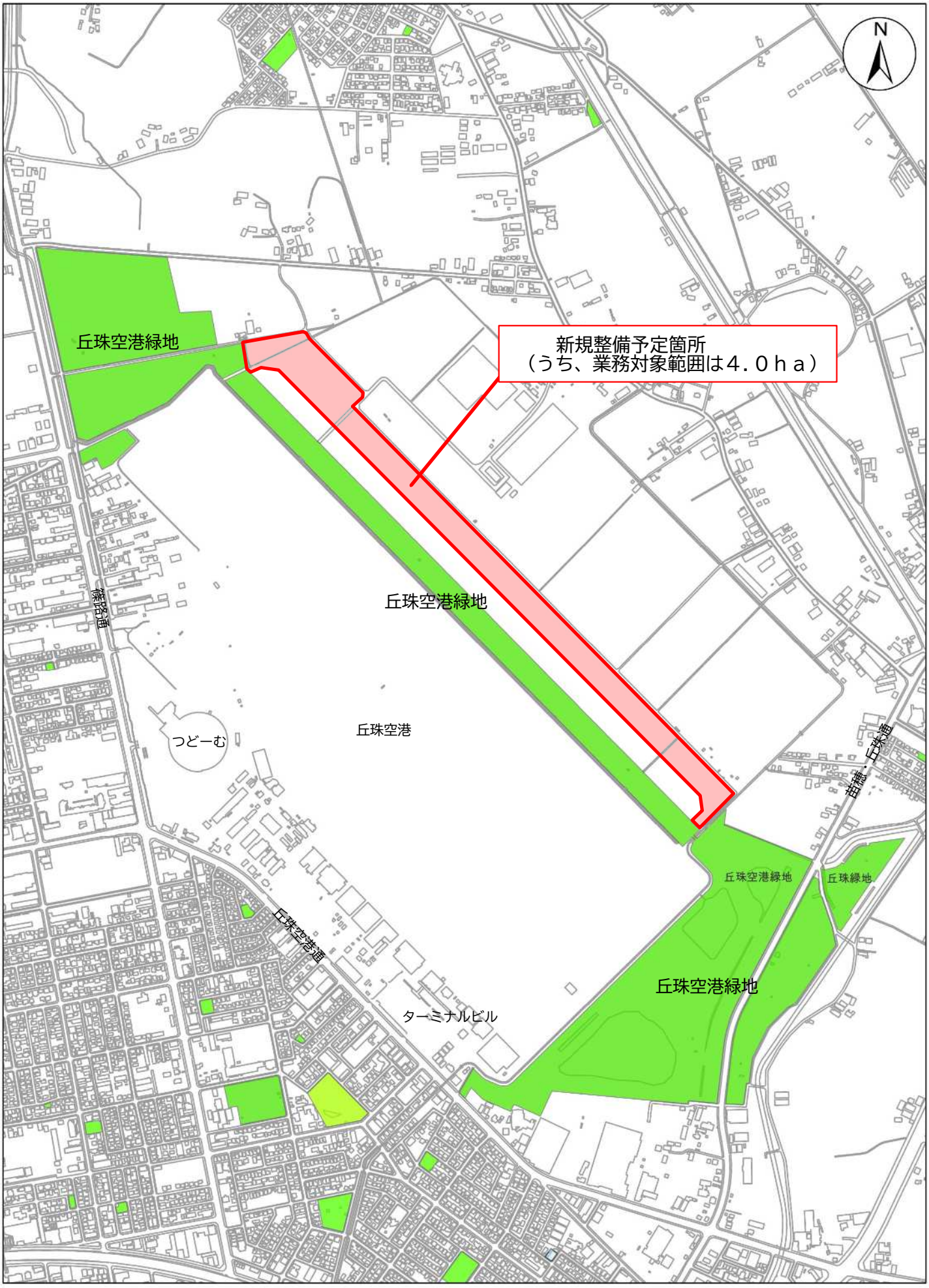

位置図

縮　尺　1:8,000

0　205　410　820 m

1/2,500札幌市現況図DMより作成「軽量地図」を使用

■想定している既存公園(一覧)

別 表

No.	公園名	種別	所在地	供用年度	面積
1	栄ヶ丘公園	近隣	東)北36条東21丁目	昭和59年3月31日	10,226 ㎡
2	ひのまる公園	地区	東)北41条東10丁目	昭和49年3月13日	31,869 ㎡
3	丘珠ひばり公園	近隣	東)丘珠町726	昭和59年3月31日	21,025 ㎡
4	栄西公園	近隣	東)北45条東3～4丁目	昭和59年3月31日	12,550 ㎡
5	元村公園	近隣	東)北28条東18丁目	昭和55年3月29日	14,184 ㎡
6	太平公園	地区	北)太平12条3丁目	昭和51年1月24日	39,944 ㎡
7	上篠路公園	近隣	北)篠路4条9丁目	昭和49年3月13日	16,683 ㎡
8	屯田一番通公園	近隣	北)屯田3条1丁目	平成19年3月30日	15,542 ㎡
9	北40条東公園	近隣	東)北40条東2丁目	昭和54年3月12日	10,846 ㎡
10	丘珠公園	近隣	東)北37条東30丁目	平成６年3月31日	19,078 ㎡
11	中沼公園	近隣	東)中沼西3条1丁目	平成８年3月31日	17,043 ㎡
12	一の村公園	近隣	東)伏古7条2丁目	昭和50年2月28日	13,830 ㎡
13	北園公園	近隣	東)北22条東14丁目	昭和42年4月1日	17,342 ㎡
14	東苗穂北公園	近隣	東)東苗穂10条2丁目	平成５年3月31日	29,652 ㎡
15	札苗中央公園	近隣	東)東苗穂7条2丁目	昭和58年3月31日	13,731 ㎡

設計総括表

項目・種別・細目		単位	数　量	金額	摘　要
直接人件費					
	費用対効果分析業務	式	1		第1号内訳書
	打合せ	式	1		第2号内訳書
直接人件費計					
直接経費					
	旅費交通費	式	1		
	電子成果品作成費	式	1		
直接経費計					
直接原価		式	1		
その他原価		式	1		
業務原価		式	1		
一般管理費等		式	1		
業務価格		式	1		
消費税等相当額		式	1		10%
業務委託料		式	1		

札　幌　市

費用対効果分析業務

一金　　円

内　訳　　第１号内訳書

名　称	形　質	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
検討対象公園・既存公園データ整理		式	1			
公園周辺地域データ整理		式	1			
効用値計算		式	1			
単年度便益計算		式	1			
費用の計算		式	1			
費用対効果の計測		式	1			
報告書作成		式	1			
計						

札幌市

打合せ

一金　　円

内　訳　　第2号内訳書

名　称	形　質	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
打合せ	４回（業務着手時・中間２回、成果品納入時）	式	1			
計						

札幌市